

国民健康保険税の税率について

平成 25 年度国民健康保険税の税率は次のとおりです。
なお、今年度の税率改正はありません。

■ 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0 歳から 74 歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等	
所得割	基準総所得金額による※	5.0%	
資産割	固定資産税の年税額に対して	20%	
均等割	被保険者 1 人につき	27,000 円	
平等割	1 世帯につき	30,000 円	
特定世帯の平等割	基準要件による※	最初の 5 年間	15,000 円
		その後の 3 年間	22,500 円
賦課限度額	課税額の上限	51 万円	

■ 介護費給付費分

加入している被保険者のうち、40 歳から 64 歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※	0.7%
資産割	固定資産税の年税額に対して	4%
均等割	被保険者 1 人につき	7,500 円
平等割	1 世帯につき	9,000 円
賦課限度額	課税額の上限	12 万円

■ 後期高齢者支援分

加入している被保険者のうち、0 歳から 74 歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等	
所得割	基準総所得金額による※	1.2%	
資産割	固定資産税の年税額に対して	10%	
均等割	被保険者 1 人につき	7,000 円	
平等割	1 世帯につき	8,000 円	
特定世帯の平等割	基準要件による※	最初の 5 年間	4,000 円
		その後の 3 年間	6,000 円
賦課限度額	課税額の上限	14 万円	

※基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から 330,000 円を控除した金額です。
※特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く。）が 1 人となった世帯をいいます。
※年齢は満年齢です。

【国民健康保険税の計算のしかた】

国民健康保険税は、医療給付費分および後期高齢者支援分、介護給付費分があり、それぞれの所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合計額により決まります。

【納税義務者は世帯主】

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとになります。保険税の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則的に世帯主です。
また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納税義務者は世帯主（擬制世帯主）で、納税通知書は世帯主あてに送られてきます。（税額は加入者分のみの計算です。）

【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人（非自発的失業者）が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。
対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人です。（離職理由コード 11・12・21・22・23・31・32・33・34）
ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」を福祉課保険係へ届出してください。
軽減の内容は、離職日の翌日から翌年度末日まで、対象者の前年度所得のうち給与所得を 100 分の 30 とし、国保税を算定します。また高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

税金は納期内に納めましょう

平成 25 年度町税納期一覧

	6/16 ～ 7/1	7/16 ～ 7/31	8/16 ～ 9/2	9/16 ～ 9/30	10/16 ～ 10/31	11/16 ～ 12/2	12/1 ～ 12/20
町道民税	第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期
固定資産税		第 1 期		第 2 期		第 3 期	
軽自動車税	第 1 期						
国民健康保険税	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期

【口座振替制度について】

◆ 口座振替をご利用ください

納期ごとに金融機関や役場窓口へお出かけにならなくても、税金を納付できる大変便利な制度です。ぜひ、ご利用ください。

お申込みの際は、役場住民課住民税係へご連絡ください。

◆ 各月の口座振替日について

口座振替により町税を納付される場合、各月（納期月）の 25 日に引き落としいたします。ただし、その日が営業休日の場合は、翌日以降の営業日になります。

納税相談

事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係までご相談ください。
納期限を超過して、納税相談もなく滞納となったままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。

<平成 24 年度滞納処分（差押え）状況>

区分	国税還付金	預金	動産	不動産	生命保険	計
件数	9	3	—	1	—	13

<十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。

平成 25 年度
引継件数

4 件

問合せ先 役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213